

令和3年滑川町農業委員会 第2回総会 総会議事録					
召集月日	令和3年2月18日(木)				
開 会	令和3年2月25日(木) 午前9時30分				
閉 会	令和3年2月25日(木) 午前11時10分				
議 長	北堀高茂	代理議長	鈴木和市	仮議長	
各 委 員 出 席 状 況					
農 業 委 員 (14名中 13名出席、 1名欠席)					
1	鈴木 和市	出 席	8	井上 富子	出 席
2	神山 昌美	欠 席	9	高柳 幸夫	出 席
3	西澤 泉	出 席	10	久保 和雄	出 席
4	北堀 高茂	出 席	11	金井 茂	出 席
5	板倉 もと子	出 席	12	神田 徳子	出 席
6	贄田 敏之	出 席	13	赤沼 裕	出 席
7	宮島 正重	出 席	14	持田 良男	出 席
農地利用最適化推進委員 (9名中 9名出席、 0名欠席)					
下福田	柳 芳政	出 席	伊古	能見 義夫	出 席
上福田	石川 清	出 席	中尾・水房	俣田 貞男	出 席
山 田	服部 万之助	出 席	羽尾1	稲葉 敏男	出 席
土 塩	新井 佳男	出 席	羽尾2	須澤 郁夫	出 席
和泉・菅田	眞澤 功	出 席			
参 与 者			書 記	菅野真未	
議長は、出席委員が定数に達したので開会を宣言し、日程第1により 会議録署名委員及び会議書記を指名した。					
会議録署名委員	11番	金井 茂	12番	神田 徳子	

## 第 2 回 総 会 審 議 議 案

日程第 1		議事録署名委員の指名
日程第 2	議案第 7 号	農地法第 3 条（委員会）について
日程第 3	議案第 8 号	農地法第 5 条（知事）について
日程第 4	議案第 9 号	農業経営基盤強化促進法による農用地 利用集積計画について （利用権設定・農地中間管理権設定）
日程第 5	議案第 10 号	農地中間管理事業法による農用地利用 配分計画について
日程第 6	議案第 11 号	農地法第 3 条の 3（相続等による権利 移動）について
日程第 7	議案第 12 号	農地法第 5 条（届出）について

顛 末

○開 会

事務局長 皆様おはようございます。定刻になりましたので、令和3年第2回農業委員会総会を始めさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。欠席者の報告です。黒板に書いてありますが、2番の神山委員より欠席届が出されておりますので、ご報告させていただきます。農地利用最適化推進委員は、欠席届はございません。最初に北堀会長よりご挨拶をいただきたいと思っておりますので、北堀会長ご挨拶をよろしく願いいたします。

会 長 委員の皆様おはようございます。第2回の総会にお忙しい中、ご出席いただきまして大変ありがとうございます。委員の皆様におかれましては、今日を含めてあと2回の総会で終了の予定になっております。1月末まで次期農業委員と農地利用最適化推進委員の応募がありまして、農業委員16名で定員より2名多く、推進委員は9名中9名となっております。そして2月2日に評価委員会が行われ、農業委員候補者のうち14名については、3月の定例議会に提案し、議案審議を予定しております。また、本日提案された議案の慎重審議ならびにスムーズにできるようお願いして、会長の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

事務局長 ありがとうございます。それでは総会を始めさせていただきますが、滑川町農業委員会会議規則第4条で会長は、会議の議長となり議事を整理するとございます。北堀会長に議長をお願いして進めたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議 長 はい。滑川町農業委員会会議規則によりまして、議長を務めさせていただきます。ただいまの出席委員は、14名中13名であります。滑川町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達しております。令和3年滑川町農業委員会第2回総会は成立いたしました。これより開会します。なお、本日の総会に農業委員会等に関する法律第29条第1項の規定により農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日出席の農地利用最適化推進委員は9名中9名です。質疑等がある場合は、挙手後、許可を得て、農

業委員は議席番号、氏名を名乗ってから、農地利用最適化推進委員は担当地区、氏名を名乗ってから発言をお願いします。

議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。滑川町農業委員会会議規則第13条第2項の規定による議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(委員より、異議なしの声あり)

議 長 異議なしとお声がありましたので、本日の議事録署名委員は、議席番号11番金井委員、議席番号12番神田委員にお願いいたします。なお、会議書記は事務局の菅野主事にお願いします。以上で日程第1を終わります。

#### ○議案審議

議 長 日程第2、議案第7号農地法第3条についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。事務局より議案第7号農地法第3条(委員会)についてご説明いたします。今月の申請件数は1件、2,385㎡になります。それでは整理番号1を説明、朗読させていただきますので、議案書の1頁、議案第7号資料1をお手元にご用意ください。それではご説明いたします。番号1、申請地ですが滑川町大字○○○字○○○×××番、畑、農振農用地、2,385㎡になります。譲渡人ですが、滑川町大字○○○×××番地、□□□様。譲受人は比企郡滑川町大字○○○×××番地、□□□様になります。申請者それぞれの町内の農業経営面積は議案書記載のとおりとなっております。申請の理由ですが、経営規模拡大を目的とした売買による農地の所有権移転になります。補足になりますが、譲受人であります□□□様は、令和元年6月21日付けで経営改善計画を認定されて、町の認定新規就農者として農業を営んでいる方でございます。農地法第3条につきましては、農業委員会で許可をすることになりますが、審査基準としまして同法3条2項に該当し

た場合、法的に許可をすることはできないこととなります。それは、経営状況調査等を基に判断することとなります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんよりお願いいたします。

7 番 はい。3班班長7番の宮島です。2月21日曜日、午前8時30分より3班農業委員2名、農地利用最適化推進委員2名で現地調査を実施いたしました。詳細につきましても、私が担当委員ですので、引き続き説明をいたします。申請地は役場を出て、県道〇〇を〇〇〇方面に向かい、〇〇〇にある信号交差点を〇〇〇して、〇〇〇方面に向かって×××m位行った左側となります。申請地は現在きれいに耕耘されており、ただちに作付けできる状態でございます。境界杭も埋設されており、敷地境もはっきりとしておりました。譲受人の□□□さんは、この土地でネギ、ブロッコリー、にんじん等の作付け予定しております。現在も近くで同じようなものを作っております。□□□さんの耕作面積は、10,537㎡。そのうち、田んぼが3,347㎡、畑が7,190㎡を現在営んでおります。現地を見ましたところ、良好に管理されておりました。□□□さんにつきましては、両親と3人で農業を営んでおり、近くのスーパー等に野菜等を納品しております。□□□さんは農業意欲も高く、×××歳で認定農業者として農業に携わっております。申請地は自宅から×××m位の距離にあり、作業するには最適かと思えます。農機具等は、トラクター2台、コンバイン1台、田植え機1台、乗用野菜移植機1台、軽トラック2台、農業用倉庫等があり、農業を行うには十分な状態だと思えます。調査の結果、この申請内容は適当であると見受けられます。以上のとおりご報告申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。他に。

推進委員 はい。〇〇〇担当の□□□です。この件に関しましては、班長から詳細に説明いただきましたので、推進委員から見ても問題な

いと思いますので、皆様ご審議の程、よろしくお願いいいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。他には。ただいま班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから、詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。よろしいですか。

(委員より、なしの声あり)

議 長 それでは無いようですので、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第7号番号1については、申請のとおり許可と決定いたしました。以上で、議案第7号番号1を終わります。

日程第2は以上になります。

議 長 日程第3、議案第8号農地法第5条についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。事務局より議案第8号農地法第5条(知事)についてをご説明いたします。今月の申請件数は7件、6,739.55㎡の転用申請となり審査対象となりました。整理番号1から説明、朗読させていただきますので、議案書の2頁、図面は議案第8号の資料1-①から④と書かれているものをお手元にご用意ください。それでは説明いたします。番号1、申請地は滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番の一部、畑、農振地域内農地、登記簿面積1,211㎡のうち306㎡が転用の対象となっております。農地の区分ですが、町役場から500m以内にある農地であるため、2種農地と判断いたします。申請人ですが譲渡人は滑川町大字〇〇〇×××番地、□□様になります。転用する譲受人ですが、東京都〇〇〇区〇〇〇×××丁目×××番×××号、株式会社□□□、代表取締役□□□様になります。申請の事由ですが、4か月間の賃借権を設定し、既存の無線基地局撤去工事に伴う工事仮設用地として一時転用



議 長 はい、ありがとうございます。他に。

推進委員 はい。〇〇〇地区担当の□□□です。ただいま担当委員から説明がありましたが、特に問題は見られませんのでご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。他には。ただいま班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから、詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。よろしいですか。

(委員より、なしの声あり)

議 長 それでは無いようですので、申請のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第8号番号1については、許可相当と決定し埼玉県知事に意見を送付いたします。

以上で、議案第8号番号1を終わります。

議 長 続きまして議案第8号番号2について事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。続きまして整理番号2の説明、朗読させていただきます。議案書は同じく2頁、図面は議案第8号の資料2-①から②をお手元にご用意ください。それでは説明いたします。番号2、申請地ですが滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、田、農振地域内農地、1,249㎡になります。農地の区分ですが、10ha未満の農業公共投資を行っていない小集団農地であるため、2種農地と判断いたします。申請人ですが譲渡人は滑川町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。転用する譲受人は、埼玉県〇〇〇市〇〇〇×××番地×××、株式会社□□□、代表取締役□□□様です。申請事由ですが、20年間の賃借権を設定し、自己業務である運送業において、営業用車両の駐車場として転用利用したい



というものです。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんよりお願いいたします。

9 番 はい。1班班長の9番高柳です。現地調査報告ですが、2月21日、日曜日9時より、農業委員3名、推進委員3名の計6名で現地調査を行いました。詳細については担当委員の井上さんをお願いいたします。

8 番 はい。担当委員の8番井上です。現地調査の説明をさせていただきます。申請場所につきましては、役場を〇〇〇して、〇〇〇を〇〇〇方面に向かい、×××km程行った株式会社□□□の入口を〇〇〇に入り、×××m程行った所が申請地です。貸渡人の□□さんが所有する土地を、□□□さんが駐車場として借り受けたいという申請です。理由書がございますので、読ませていただきます。当社は〇〇〇市に本社を置き運送業を営んでおり、滑川町〇〇〇×××番地×××に営業所及び営業用トラック等の駐車場を置き、営業しております。今年営業実績が順調で、規模を拡大しないと運送品の輸送が間に合わなくなります。そこで輸送車両を10台増車することにいたしました。今までの駐車スペースでは車両が置けなくなります。そこで隣接地の□□□氏に、当申請地を駐車場として借り受けることに承諾を得ました。当申請地なら現在の駐車場に隣接しているため、非常に便利です。何卒駐車場として借り受け使用したいと思いますので、よろしくお願いいたします。面積は1,249㎡です。隣地の同意も得ております。計画面に砕石を敷き、雨水は自然浸透をさせます。境界杭も確認できました。以上の理由により、5条申請をいたします。万が一、被害が生じた場合には自己の責任で処理いたします。以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。他に。

推進委員 はい。〇〇〇担当の推進委員の□□□でございます。詳しいことは今農業委員の井上さんのほうからご説明いただきました。隣

地の杭は完全にあります。現在使用している駐車場の奥になりますので、問題ないかと思えます。よろしく願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。他には。

9 番 はい、すみません。9番高柳です。私も地元ですので、少し補足をいたします。申請地の近くに〇〇〇沼があり、私も使用しております。申請地は沼の下になります。図面にあるとおりです。現況は田んぼとなっております。南側が所有者は分かりませんが山林となっております、日当たりが悪い場所となっているため、農地には向いておりません。〇〇〇地区の土地改良区域内かと思いましたが、経緯について私は組合員ではないので分かりませんが、土地改良の区域から除外されております。そのような場所ですので、やむを得ないのではないかと私は思っております。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。他には。ただいま班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから、詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。

1 番 はい。1番鈴木です。申請地ではないのですが、図面の①公図と②土地利用計画図を見ていただくとわかると思いますが、〇〇〇×××番×××について、水路と道路に分かれております。公図だと×××番×××が道路でその南側が水路となっており、土地利用計画図だと×××番×××が水路で、その南側が道路となっております。班長にお聞きしたいのですが、これは付け替えをするのでこのような表記になっているのでしょうか。現地はどちらになっていましたか。

9 番 はい。9番高柳です。すみません事務局長にお聞きしますが、土地改良を行った際の土地の形態として、この図面はどちらが正しいのでしょうか。

事務局長 はい、こちらは公図が正しいものとなっております。この部分につきましては、土地改良には入っておりません。議案第8号資料の2-①の右側にある図面が公図となり、水と記載されており

ますが、こちらが地目上水路となります。その北側は道路と記載されておりますが、道水路が現状の形態と公図上の表記が違うと思います。地目上、公図がこういう形になっているだけかと思えます。道路水路込みで道路認定されているケースが多いので、たまたまこういった形になっているのだと思われまます。私もこの現地はわかりますが、実際は田んぼ側に水路があつて、道路が一段高くなっていると思います。

- 9 番 はい、9番高柳です。ありがとうございます。今事務局長が申し上げたとおりです。また、水路につきましては土地改良に入っていないため、土水路となっております。
- 1 番 はい、1番鈴木です。わかりました。もう1つ利用計画について質問ですが、平面図でAからA、BからBと表記されていますが、断面図で両方ともBからBとなっているため、書き間違えだと思うのですが。これについては修正いただければ問題ないかと思えます。しかし断面図を見ていただくと、平らにして水路側に流れるように法面があるのですが、これは高柳委員も田んぼを作っていると思いますが、これが万が一、車の油等が漏れて流れ出ることや、大雨とかでも流れ出てしまう恐れがあるのではと思えます。それが田んぼに入って水稻に影響が出るのではないか感じるところもあります。この前ご近所の人に、そのことについて聞かれました。これをなんとか審議の際に、お話ししていただけませんかとお話がありましたので、今申し上げさせていただきます。水路に直接流すのではなくて、土盛り等をして少し雨水を止めるようにしたらどうかと思えます。あくまで検討いただきたいという要望になります。また、雨水について浸透式となっておりますが、今回で3回目の申請かと思われまますが、以前転用した部分については、舗装にされた部分があります。今回の申請も浸透となっておりますが、実際には後々舗装にされるのではないのでしょうか。その場合、水路を通して田んぼに油等が流れ込む恐れが高くなる可能性もあるかと思えます。例に挙げると、反対側の事業者については、敷地内に調整池を2個設けてあります。それぐ

らい農家に気を遣って敷地を使っております。今回も転用に反対というわけではございませんが、工事内容について、直に油等が混ざった水が流れないように配慮いただければと思います。

9 番 はい。9番高柳です。1期前の委員会の時に、こちらについて1つ同様の許可をしていると思いますが。

1 番 はい。1番鈴木です。その時に、同じような質問があり、その時は、直接田んぼには流れず〇〇〇川に流れるので、影響はありませんという回答でした。今回は水路に面しており、その水路は沼からの用水が流れるので、田んぼを作る際この水を使わないことはないと思うのですが、それについて近くの人にも心配しておりました。

9 番 はい。9番高柳です。土地改良の役員にもこういった申請が出たということでお話しており、また堤防に隣接している場所に駐車場ができた場合、堤防の管理等も行わないと逆に迷惑かける可能性がある等のお話しをしたのですが、図面だけだと理解しづらい部分もあるかもしれません。申請者の方もあまり地元の説明を行っていないみたいで、地元の人にお聞きしたらそうなのですかと言われましたので、もう少しこちらでも話しを詰めてみます。

1 番 はい。1番鈴木です。あくまで要望と言いますか、検討いただきたいというものですので、土盛りして極力流れないようにしていただければよろしいかと思うのですが。

9 番 はい。9番高柳です。おそらくですが、1つ前に転用した所と同じ様にすると思われれます。前の所を確認したところ、舗装はしておらず砂利敷きのままでした。

1 番 はい。1番鈴木です。わかりました。

議 長 意見が色々出ましたが、一旦整理を行うため暫時休憩に入ります。

(検討事項について整理するため暫時休憩)

議 長 それでは再開いたします。まとめた内容を事務局、説明をしてもらってもいいですか。

事務局 はい、事務局として代理人へ連絡をさせていただく事項として、まず土地利用計画図の断面図記載の標記を修正いただく点、それと周辺農地への影響が出ないようにする配慮として、擦り付けや勾配により水路側に敷地内の雨水等が流出しないように造成計画の見直しをお願いする、ということでしょうか。

1 番 はい。1番鈴木です。今まとめていただきましたが、私としてはその内容をふまえ条件付許可相当でよろしいのではないかと思います。先ほど申し上げました雨水対策について、あくまで要望ですので、事業者が了承してくれたらのお話しになりますが、今一度検討いただいて、それについて地元の人に説明いただければと思います。

議 長 この件につきまして、まだ何かありますか。  
(委員より、なしの声あり)

議 長 それでは無いようですので、今意見がありました内容をふまえ、条件付許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。  
(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第8号番号2については、条件付許可相当と決定し埼玉県知事に意見を送付いたします。事務局は、申請者へ内容をお伝えいただくようお願いいたします。  
以上で、議案第8号番号2を終わります。

議 長 続きまして議案第8号番号3の説明を、事務局よりお願いします。

事務局 はい。続きまして整理番号3の説明、朗読させていただきます。議案書は同じく2頁、図面は議案第8号資料3-①から③をお手元にご用意ください。それでは説明いたします。番号3、申請地は滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、登記簿地目は田、農振地域内農地、525㎡。同じく×××番×××、登記簿地目は田、農振地域内農地、632㎡。同じく×××番×××、登記簿地目は田、農振地域内農地、602㎡、合計3筆の1,759㎡になります。なお、登記簿上の地目は田でございますが、現況は畑となっております。

農地の区分はいずれも 10ha 未満の農業公共投資を行っていない小集団農地であるため、2種農地と判断いたします。申請人ですが譲渡人は2名おまして、1人目が滑川町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様になります。所有地は×××番×××になります。2人目が×××番×××外1筆の所有者の方で、滑川町大字〇〇〇×××番地、□□□様です。転用する譲受人は、滑川町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様になります。申請の事由ですが、10年の賃借権設定を行い、自営業として営んでいる石材業と、これから新たに行おうと計画している薪販売業における資材及び機械置き場として転用し、利用したいというものです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんよりお願いいたします。

9 番 はい。1班9番班長の高柳です。同じく2月21日9時より農業委員3名、推進委員3名の計6名で現地調査を行いました。現地調査報告につきましては、担当委員の井上さんをお願いいたします。

8 番 はい。担当委員の8番井上です。現地調査の説明をさせていただきます。申請場所につきましては、役場を〇〇〇して〇〇〇の信号を〇〇〇し、〇〇〇の脇を通り次の信号の手前を〇〇〇に曲がり、〇〇〇が申請地です。貸渡人の□□□さんと□□□さんの所有する土地を、資材置場として利用したいという申請です。面積は1,759㎡です。理由書がございますので、読ませていただきます。私は滑川町大字〇〇〇×××番地×××で石材工事を中心にっております。石材工事は開業30年以上の経験を持つ事業主です。伐採事業に関しては、今後力を入れていき、伐採した木を薪にして販売していこうと計画しております。近年薪ストーブの増加、アウトドアに需要の広がりを見せており、今後も需要が増えることが予想されます。資材置場の候補地として、適当であると判断し、選定いたしました。以上のような理由で申請にいた

りました。何卒、ご許可いただけますようお願いいたします、とのこと  
です。隣地の同意も得ており、境界杭も確認できました。  
万が一、被害が生じた場合は責任をもって対処いたします。以上  
です。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。他に。

推進委員 はい。〇〇〇担当の推進委員、□□□です。農業委員から詳  
しい説明がありました。私の説明としましては、みんな言っていた  
のですが、この場所は〇〇〇の近くになります。〇〇〇と  
か色々な看板が6社くらいある所でございます。あとは〇〇〇と  
〇〇〇に面した土地でございます。界杭や承諾書は□□□さんか  
ら資料としていただいております、確認がとれています。そうい  
うことで、何か問題は私としてはないと思いますので、よろしく  
お願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。

9 番 はい。9番高柳です。たびたびで申し訳ないのですが、地元  
なので少し補足させていただきます。この□□□さんの申請地  
ですが、経緯はよくわかりませんが10年程前に盛土を行いまし  
て、登記簿上は田になっておりますが、現況は畑となっております。  
以前私も少し利用権を設定し、この土地をお借りしていたこと  
がありましたが、看板が立っており少し耕作しにくいことがあ  
り、撤退いたしました。その後この申請者が出てきたようです。ご  
審議の程、よろしくをお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。ただいま班長さん、担当委員  
さん及び担当地区の推進委員さんより、詳細な説明をいただき  
ました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見  
ご質問がありましたら挙手をお願いします。よろしいですか。

(委員より、なしの声あり)

議 長 それでは無いようですので、申請のとおり許可相当とす  
ることに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第8号番号3については、許可相当と

決定し埼玉県知事に意見を送付いたします。

以上で、議案第8号番号3を終わります。

議長 続きまして議案第8号番号4について事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。続きまして整理番号4の説明、朗読させていただきます。議案書は3頁、図面は議案第8号資料4-①から②をお手元にご用意ください。それでは説明いたします。番号4、申請地は滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番、畑、農振地域内農地、444㎡。同じく×××番×××、畑、農振地域内農地、196㎡、合計2筆、640㎡になります。農地の区分ですが、いずれも10ha未満の農業公共投資を行っていない小集団農地であるため、2種農地と判断いたします。申請人ですが、譲渡人は2名おりまして、1人目が×××番の所有者の方で、滑川町大字〇〇〇×××番地×××、□□様になります。2人目が×××番×××の所有者の方で、東松山市大字〇〇〇×××番地×××、□□□様になります。転用する譲受人ですが、滑川町大字〇〇〇×××番地、□□□、理事長□□□様です。申請事由ですが、20年間の賃借権を設定し、申請者が運営する〇〇〇の従業員駐車場として転用利用したいというものです。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんよりお願いいたします。

9番 はい。1班班長9番の高柳です。同じく2月21日日曜日9時より、現地調査を行いました。詳細については、担当委員の久保さんからお願いいたします。

10番 はい。10番の久保です。2月21日農業委員3名、推進委員3名で現地調査を行いました。場所ですが、滑川町役場から〇〇〇に〇〇〇方面に向かいまして、〇〇〇の信号を過ぎまして、次の信号を過ぎて、〇〇〇の信号を左に入りまして、約×××km行った先に〇〇〇という看板があり、そこを上がっていったすぐ左側



の場所が駐車場となっており、そのいちばん西側になります。譲渡人は大字〇〇〇×××番地×××の□□□さん。あともう1名、東松山市大字〇〇〇×××番地×××、□□□さん。地目畑でございます。444 m<sup>2</sup>と196 m<sup>2</sup>の合計で640 m<sup>2</sup>、それを□□□、理事長□□□が20年間の賃借権を設定し、従業員の駐車場として使いたいという申請でございます。理由書がございますので、読み上げます。当施設は平成10年より〇〇〇として運営をしておりますが、利用者の方が多く、運営も順調に進んでおります。近年では〇〇〇も細かくなり、〇〇〇職員等も多くなってまいりました。そのため職員駐車場が不足して困っています。現在利用しております職員駐車場に隣接している、今回是正をしました当申請地を職員駐車場として利用したいと思いますので、よろしく願いいたします。何卒、許可いただけるようお願いいたします。なお、他の駐車場用地もあたりましたが、丘陵地及び農村地帯のため、駐車場に適している土地はありませんでした。何年か前に1回、いつだったかは忘れてしまったのですが、大雨で隣接地に一回砂利が落ちてしまったので、その時に一緒に施工等をしてしまった部分があったため、農地法の手続きされていない箇所がありました。今回その部分を是正して申請するもので、今後はそういったことがないように努めるということです。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。他に。

推進委員 はい。〇〇〇地区担当の□□□です。1つは図面の訂正があるのですが、資料4-①の公図につきまして、申請地の所有者が□□□さんになっているので、これは間違いだと思っております。

事務局 はい。ご指摘いただきました所につきましては、こちらの見落としとなります。議案第8号資料の4-①のこちらに公図がありますが、申請地の所有者のお名前が間違っております。×××番が□□□様、×××番×××が□□□様になりまして、今書かれている□□□様につきましては間違いになりますので訂正をお願いいたします。大変失礼いたしました。

推進員 はい。〇〇〇地区担当の□□□です。続けてお話ししますが、ただいた農業委員のほうから説明がありましたが、始末書等が出されております。現地も是正された上での申請でありますので、やむを得ないかと思えます。どうかご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。ただいま班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから、詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。よろしいですか。

(委員より、なしの声あり)

議長 それでは無いようですので、申請のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議長 全員賛成ですので、議案第8号番号4については、許可相当と決定し埼玉県知事に意見を送付いたします。

以上で、議案第8号番号4を終わります。

議長 続きまして議案第8号番号5について事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。続きまして整理番号5の説明、朗読させていただきます。議案書は同じく3頁、図面は議案第8号資料5-①から②をお手元にご用意ください。それでは説明いたします。番号5、申請地は滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、登記簿地目は山林、農振地域内農地、379 m<sup>2</sup>になります。こちらは、現況は畑となっております。農地の区分になりますが、10ha未満の農業公共投資を行っていない小集団農地であるため、2種農地になります。申請人ですが、譲渡人は滑川町大字〇〇〇×××番地、□□□様です。転用する譲受人ですが、滑川町大字〇〇〇×××番地、□□□、理事長□□□様になります。申請の事由ですが、20年間の賃借権設定を行い、申請者が運営する〇〇〇来客用駐車場として転用利用したいというものです。ご審議の程、よろしくお願いい

たします。

議 長 はい、ありがとうございます。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんよりお願いいたします。

9 番 はい。1班班長9番の高柳です。同じく2月21日日曜日9時より農業委員3名、推進委員3名の計6名で現地調査を行いました。詳細については、担当委員の久保さんをお願いいたします。

10 番 はい。10番の久保です。よろしくをお願いいたします。同じく21日、現地調査を行いました。場所は先ほどの案件の〇〇〇から××mほど右に上がって行きまして、上りきった所が〇〇〇になります。右に入りまして、図面資料の×××番×××が駐車場となっており、その隣が今回の申請地となっております。×××番×××が地目山林ですが現況畑となっており、面積が379㎡です。譲渡人が〇〇〇×××番地、□□□様。譲受人が□□□理事長□□□様。申請地を20年間の賃借権を設定し、駐車場として使いたいという申請でございます。杭とかは確実に確認できました。理由書がありますので、読み上げさせていただきます。この度当〇〇〇では、〇〇〇の建物が古く耐震性も不足するとのことで、〇〇〇の建替えをしました。それに伴い、〇〇〇駐車場が狭くなり、不足となってしまいました。そこで〇〇〇敷地に隣接する□□□氏の土地を借り受けたく、話をしたところ快く貸して下さるとのことで、不足分の駐車場を補うべく、農地転用の申請をしたいと思います。よろしくをお願いいたします。また他の土地を探しましたが、丘陵地の丘の上に〇〇〇があるため、〇〇〇の方が坂道を登っていくのも大変なので、他に駐車場に適している土地はありませんでした。それと、現在でも従業員駐車所が不足しておりますが、交代勤務制なので、従業員駐車場は入替で駐車を行っております、という理由書でございます。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。他に。

推進委員 はい。〇〇〇地区担当の□□□です。この土地に関しましては、

登記上は山林で、現況は畑ということですが。特に問題はないかと思っておりますので、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。ただいま班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから、詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。よろしいですか。

(委員より、なしの声あり)

議長 それでは無いようですので、申請のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議長 全員賛成ですので、議案第8号番号5については、許可相当と決定し埼玉県知事に意見を送付いたします。

以上で、議案第8号番号5を終わります。

議長 続きまして議案第8号番号6について事務局より説明をいただきますが、番号6、番号7について関連する案件となりますので、一括して説明をお願いいたします。

事務局 はい。それではまず整理番号6の説明、朗読させていただきます。議案書は同じく3頁、図面は議案第8号資料6-①と本日差替えということでお配りした資料6-②をお手元にご用意ください。それでは説明いたします。番号6、申請地は滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番、畑、農振地域内農地、2,309㎡、農地の区分ですが、10ha未満の農業公共投資を行なっていない小集団農地であるため、2種農地になります。申請人ですが譲渡人は滑川町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。転用する譲受人は、東京都〇〇〇区〇〇〇×××丁目×××番×××号、株式会社×××、代表取締役×××様です。申請事由ですが、売買により所有権を取得し、自己事業として太陽光発電事業を行うために転用したいというものです。

続きまして整理番号7の説明、朗読させていただきます。議案書は4頁、図面は議案第8号資料7-①から本日差し替えをした

7-②をお手元にご用意ください。それでは説明いたします。番号7、申請地は滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番の一部、畑、農振地域内農地、登記簿面積1,738㎡のうち97.55㎡です。農地の区分は本体の設置申請と同じように、10ha未満の農業公共投資を行なっていない小集団農地であるため、2種農地になります。申受人、譲渡人ですが、こちらは番号6と同じ方となります。申請事由ですが、6ヶ月間の使用貸借権を設定し、太陽光発電設備を設置するための進入路として一時利用をしたいというものです。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんよりお願いいたします。

6 番 はい。2班班長6番の贅田です。2月19日金曜日午後1時より、農業委員2名、推進委員2名の計4名で現地調査を行いました。場所は〇〇〇道路を〇〇〇を過ぎて、〇〇〇方面に向かって信号がありますが、〇〇〇して次の〇〇〇を〇〇〇の信号を〇〇〇〇に曲がって、〇〇〇がありますが、〇〇〇の1枚か2枚西側の畑になります。こちらを譲り受けて、太陽光発電の設置ならびに工事用進入路として利用したいということです。理由書がありますので、抜粋し読み上げさせていただきます。今般、農地法第5条の規定による許可申請にあたり、以下のとおり理由を申し述べます。当社は東京都〇〇〇区〇〇〇×××丁目×××番×××号にて太陽光自然エネルギー等を利用した発電装置ならびに関連機器の開発、販売、維持管理及び企画、コンサルティング事業を行っております。この度、滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番において、太陽光発電装置を設置するための、農地法第5条の規定による許可申請を同時に申請することになりました。また装置を設置する工事を行うにあたり、工事用車両の進入路として今回の申請地×××番の一部を一時的に利用する承諾を、土地所有者より得ることができました。一時利用地につきましては、一時的に鉄板を敷き、工事用車両の進入路として使用しますが、工事完了

後は速やかにこれを撤去し、農地へ復旧いたします。共通事項として工事施工及び使用にあたりましては、隣接地はもとより付近の住民には絶対に迷惑はおかけいたしません。以上のような理由により、申請にいたった次第であり、何卒ご許可くださいますようよろしくお願いいたします。以上の理由書でございますが、推進委員にもお話しいただければと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。

推進委員 はい。×××区推進委員の□□□です。この土地につきましては、贄田委員から説明がありましたが、隣地の接している方については、全て同意をいただいております。平な土地ですので、切土、盛土もなくそこに太陽光発電の装置を設置するという工事になります。一つが本体工事に関するもので、もう一つがその工事の資材の搬入路を、設けるための申請になりまして、工事が終わったら速やかに元に戻すということでもありますので、ともに大きな問題は発生しないかと思っております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。ただいま班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから、詳細な説明をいただきました。今回は番号6、番号7を一括して質疑に入りたいと思っておりますが、この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いいたします。よろしいですか。

(委員より、なしの声あり)

議 長 それでは無いようですので、まず番号6について申請のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第8号番号6については、許可相当と決定し埼玉県知事に意見を送付いたします。

以上で、議案第8号番号6を終わります。

続いて、番号7について申請のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第 8 号番号 7 については、許可相当と決定し埼玉県知事に意見を送付いたします。

以上で、議案第 8 号番号 7 を終わります。

日程第 3 は以上になります。

議 長 時間も 1 時間経ちましたので、換気等もありますのでここで一旦休憩に入ります。それでは暫時休憩といたします。

(5 分間の休憩)

議 長 それでは再開いたします。

日程第 4、議案第 9 号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題といたします。本議案につきましては、5 名の委員が計画に関係しております。農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項に規定に議事参与の制限がございますので、事務局から議案内容の全体説明をしていただき、その後、該当委員にご退席いただき審議を行いたいと思います。そのような審議の方法で皆様よろしいでしょうか。

(委員より、異議なしの声あり)

議 長 それではそのような形で進めさせていただきます。事務局より、説明をお願いします。

事務局 はい。事務局より議案第 9 号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について(利用権設定・中間管理権設定)をご説明いたします。議案書の 5 頁、議案第 9 号資料をお手元にご用意ください。表紙を 1 枚めくってください。今回は合計 65 筆、102,410 m<sup>2</sup>となります。内訳は 3 年、賃借、1 筆、526 m<sup>2</sup>。6 年、賃借、6 筆、11,318 m<sup>2</sup>。10 年、賃借、19 筆、20,792 m<sup>2</sup>。10 年、使用貸借 2 筆、1,597 m<sup>2</sup>。その他、賃借、37 筆、68,177 m<sup>2</sup>となります。なお、その他の賃借は中間管理機構である埼玉県農林公社への貸付になります。詳細につきましては、もう一枚めくっていただいた頁以降の調書に、借り手、貸し手、土地の所在等をまと

めております。整理番号の頭番が同じ数字になっているものは、同一申請書に記載されたものです。資料の最終頁の調書の(45)は、括弧をはずした 45 番と言うことで修正をお願いします。補足説明として、整理番号 2 から 7 については、本日総会前に話をさせていただいた、□□□様の案件になります。□□□様については、今まで農地の借り入れをしたことはございません。今回新規就農として合計 4,460 m<sup>2</sup>を借り入れ、新たに農業経営に参入する形になります。□□□様は農業大学校を卒業し、○○○の○○○で研修を積み、今回滑川町内で葡萄栽培を中心にやっていきたいということで、町農林商工担当や県の農林振興センター等を交え、調整を行ってきました。○○○の委員の方につきましては、事前に色々な話し合いに参加していただいているかと思いますが、今回の農地借り入れが承認されれば、3 月には認定新規就農者への手続きを行い、それに合わせて人・農地プラン等の見直しを行っていき、町の農業を担っていただきたい方として位置づけを行う予定とのことです。また整理番号 23 番以降については、中間管理機構である埼玉県農林公社が中間管理権を再取得するための利用権の更新の案件になります。中尾・下田地区の農地貸借が 3 月 31 日で満期を迎えるために行うものです。関連として、次の議案第 10 号において農地利用配分計画を定めることを予定しております。なお、今回の審議に当り、議事参与制限に係る委員の方がいらっしゃいます。先ほど会長からご確認いただいたように、該当委員にはお手数ですがご退席をいただき、各審議をお願いしたいと思います。これらは、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているとのことです。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。事務局より説明が終わりました。まず整理番号 1 番と 8 から 22 番、38 番を除いて、審議いたします。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら、挙手をお願いします。よろしいですか。

(委員より、なしの声あり)



- 議 長 それでは無いようですので、この件について計画案に承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
- (委員全員の挙手あり)
- 議 長 全員賛成ですので、この件については、計画案のとおり承認することに決定いたします。
- 続きまして整理番号1の審議につきましては□□□委員が該当しますので、ご退席をお願いします。
- (□□□委員 退席)
- 議 長 それでは整理番号1につきまして、ご意見ご質問がありましたら、挙手をお願いします。よろしいですか。
- (委員より、なしの声あり)
- 議 長 それでは無いようですので、この件について計画案に承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
- (退席委員を除く委員全員の挙手あり)
- 議 長 全員賛成ですので、この件については、計画案のとおり承認することに決定いたします。□□□委員の復席をお願いします。
- (□□□委員 復席)
- 議 長 続きまして整理番号8の審議を行います。該当する□□□委員は退席をお願いいたします。
- (□□□委員 退席)
- 議 長 それでは整理番号8につきまして、ご意見ご質問がありましたら、挙手をお願いします。よろしいですか。
- (委員より、なしの声あり)
- 議 長 それでは無いようですので、この件について計画案に承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
- (退席委員を除く委員全員の挙手あり)
- 議 長 全員賛成ですので、この件については、計画案のとおり承認することに決定いたします。□□□委員の復席をお願いします。
- (□□□委員 復席)
- 議 長 続きまして整理番号9から10の審議につきましては□□□委員が該当しますので、ご退席をお願いします。

(□□□委員 退席)

議 長 この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら、挙手をお願いいたします。よろしいですか。

(委員より、なしの声あり)

議 長 それでは無いようですので、この件について計画案に承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(退席委員を除く委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、この件については、計画案のとおり承認することに決定いたします。□□□委員の復席をお願いいたします。

(□□□委員 復席)

議 長 続きまして整理番号 11 から 22 の審議を行います。該当する□□委員は退席をお願いいたします。

(□□□委員 退席)

議 長 この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら、挙手をお願いいたします。よろしいですか。

(委員より、なしの声あり)

議 長 それでは無いようですので、この件について計画案に承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(退席委員を除く委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、この件については、計画案のとおり承認することに決定いたします。□□□委員の復席をお願いいたします。

(□□□委員 復席)

議 長 続きまして整理番号 38 の審議を行いますが、私が議事参与の制限に該当するため退席させていただきます。退席中は議長を職務代理にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(北堀委員 退席)

代理議長 会長が退席の間、代理の議長を務めさせていただきます。それでは整理番号 38 の審議を行います。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら、挙手をお願いいたします。よろしいですか。

(委員より、なしの声あり)

代理議長 それでは無いようですので、この件について計画案に承認する

ことに賛成の方は挙手をお願いします。

(退席委員を除く委員全員の挙手あり)

代理議長 全員賛成ですので、この件につきましては、計画案のとおり承認することに決定いたします。北堀委員の復席をお願いします。

(北堀委員 復席)

議長 議案第9号については、すべて計画通り承認することに決定いたしました。

日程第4は以上になります。

議長 日程第5、議案第10号農地中間管理事業法による農用地利用配分計画についてを議題といたします。本議案につきましては、2名の委員さんが事業に関連しております。農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定に議事参与の制限がございますので、事務局から議案内容すべてについて説明をしていただき、その後、該当委員さんに退席いただき審議を行いたいと思います。そのような審議の方法で皆様よろしいでしょうか

(委員より、異議なしの声あり)

議長 それではそのような形で進めさせていただきます。事務局より、説明をお願いします。

事務局 事務局より議案第10号農地中間管理事業法による農用地利用配分計画意見についてをご説明いたします。議案書の6頁、議案第10号資料をお手元にご用意ください。農地中間管理機構として指定されている公益社団法人埼玉県農林公社は、利用配分計画を策定し、農地を土地所有者から借り受け、担い手にまとまりのある形で再貸付を行う事業行っています。貸付者の変更の場合も、この計画に基づくこととなります。この再貸付の計画について、農業委員会の意見を求められております。今回の計画では、田、畑の合計37筆、68,177㎡の計画となります。詳細につきましては、資料の農用地利用配分計画(案)をご確認ください。新たに借り受ける人が一番左側の欄、既に誰かが借りている土地については、真ん中あたりに氏名が書かれているものになります。今回に関し

ては、中尾・下田地区の中間管理権の期間満了に伴う更新という形になります。利用配分計画において、直近の耕作者が再度中間管理権により再貸付を受ける計画となっております。なお、今回の審議に当りまして、議事参与制限に係る委員の方が何名かいらっしゃいます。先ほど会長からご確認いただいたように、該当委員にはお手数ですがご退席をいただき、各審議をお願いしたいと思います。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。事務局より説明が終わりました。まず整理番号4番と8番から9番、14番から15番、19番から21番、27番、31番から35番を除いて、審議をいたします。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら、挙手をお願いします。

(委員より、なしの声あり)

議 長 それでは無いようですので、この件につきまして計画案に承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、この件については、計画案のとおり承認することに決定いたします。

続きまして整理番号4番、8番から9番、14番から15番、19番、21番、27番、31番から35番の審議につきましては□□□委員が該当しますので、ご退席をお願いします。

(□□□委員 退席)

議 長 この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら、挙手をお願いします。よろしいですか。

(委員より、なしの声あり)

議 長 それでは無いようですので、この件について計画案に承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(退席委員を除く委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、この件については、計画案のとおり承認することに決定いたします。□□□委員の復席をお願いします。

(□□□委員 復席)

議長 続きますして整理番号 20 の審議を行います。私が議事参与の制限に該当するため退席させていただきます。退席中は議長を職務代理の鈴木さんをお願いいたします。

(北堀委員 退席)

代理議長 会長が退席の間、代理の議長を務めさせていただきます。それでは整理番号 20 の審議を行います。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら、挙手をお願いします。何かありますか。

(委員より、なしの声あり)

代理議長 それでは無いようですので、この件について計画案に承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(退席委員を除く委員全員の挙手あり)

代理議長 全員賛成ですので、この件については、計画案のとおり承認することに決定いたします。北堀委員の復席をお願いします。

(北堀委員 復席)

議長 議案第 10 号については、すべて計画通り承認することに決定いたしました。

日程第 5 は以上になります。

議長 日程第 6、議案第 11 号農地法第 3 条の 3 についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。事務局より議案第 11 号農地法 3 条の 3 (相続等による権利移動) についてを説明いたします。議案書の 7 頁、議案第 11 号資料と記載されているものをお手元にご用意ください。今月の届出案件は 2 件、面積は 13,548 m<sup>2</sup>になります。滑川町農業委員会会長専決規程の第 3 条に基づき、専決処分とした案件の報告となりますので、一括して説明させていただきます。それでは説明、朗読をさせていただきます。番号 1、所在地は滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番、田、797 m<sup>2</sup>。位置については議案第 11 号資料①をご確認ください。届出者ですが、嵐山町大字〇〇〇×××番地、□□様です。届出事由は、相続で所有権を取得したことによるものです。

続きまして番号2ですが、所在地は滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番、畑、537㎡、他10筆で、合計11筆、12,751㎡になります。位置については議案第11号資料②-1をご確認ください。届出者ですが、比企郡滑川町大字〇〇〇×××番地、□□□様です。届出事由は相続で所有権を取得したことによるものです。これら2件は備考欄記載のとおり、届出を受理とさせていただきます。報告は以上になります。

議 長 はい、ありがとうございました。事務局より説明が終わりました。この件は、会長専決処分の報告となっておりますが、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。よろしいですか。

(委員より、なしの声あり)

議 長 それではないようですので、議案第11号の質疑を終了いたします。

日程第6は以上になります。

議 長 日程第7、議案第12号農地法第5条(届出)についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局より議案第12号農地法5条(届出)についてを説明いたします。議案書の8頁、議案第12号資料と記載されているものをお手元にご用意ください。今月の届出案件は2件、412㎡になります。滑川町農業委員会会長専決規程の第3条に基づき、専決処分とした案件の報告となりますので、一括して説明させていただきます。それでは説明、朗読をさせていただきます。番号1ですが、所在地は、滑川町〇〇〇×××丁目×××番×××、畑、市街化区域内の農地、200㎡、他1筆で、合計2筆、240㎡になります。議案書上の現況地目その他となってしまう所は、こちら畑ということで修正をお願いします。位置については、議案第12号資料①をご確認ください。譲渡人は、滑川町〇〇〇×××丁目×××番地×××、□□□様です。譲受人は滑川町大字〇〇〇×××番地×××、〇〇〇×××、□□□様と□□□様です。届出事由は、市街化区域内の農地の所有権を取得して、木造2階建専用住

宅の敷地として利用するための転用となります。

続きまして番号2ですが、所在地は、滑川町〇〇〇×××丁目×××番×××、畑、市街化区域内の農地、172 m<sup>2</sup>になります。位置については議案第12号資料②をご確認ください。譲渡人は、先ほどと同じで滑川町〇〇〇×××丁目×××番地×××、□□□様です。譲受人は、比企郡小川町大字〇〇〇×××番地×××〇〇〇×××、□□□様及び□□□様です。届出事由は、市街化区域内の農地の所有権を取得して、木造2階建専用住宅の敷地として利用するため転用するものです。これら2件は備考欄記載のとおり、届出を受理とさせていただいております。報告は以上になります。

議 長 はい、ありがとうございます。事務局より説明が終わりました。この件は、会長専決処分の報告となっておりますが、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。よろしいですか。

(委員より、なしの声あり)

議 長 それでは議案第12号の質疑を終了いたします。  
日程第7は以上になります。

議 長 本日の総会に付議された議案はすべて終了いたしました。それでは、閉会にしたいと思います。ご異議ございませんか。

(委員より、異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。滑川町農業委員会令和3年第2回総会は、閉会することに決定いたしました。ご協力、ありがとうございました。

事務局長 北堀会長、議事進行お疲れさまでした。委員の皆様には、慎重審議ありがとうございました。それでは、総会を終了させていただきますので、鈴木職務代理より閉会のご挨拶をよろしく願いいたします。

職務代理 大変長時間にわたり慎重審議いただき、ありがとうございました。令和3年第2回総会を閉会いたします。どうもお疲れ様でした。

会 長 どうもありがとうございました。



本会議の顛末を記載し、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

令和3年3月25日

議 長 北 堀 高 茂

署名委員 金 井 茂

署名委員 神 田 徳 子